

緑化計画の手引き

事業面積 3 5 0 m²

未満



板橋区土木部みどりと公園課

はじめに

板橋区では、未来をはぐくむ緑と文化のかがやくまち“板橋”という将来像を目指して良好な都市環境づくりのためのいくつかの施策を展開しています。これらのひとつに「東京都板橋区緑化の推進に関する条例」の規定に基づく公共施設・民間施設の緑化指導制度があります。

この制度は、区内の公共施設・民間施設を緑化することにより、緑豊かで良好な都市環境の実現を図ることを目的として、建築工事等に際しての緑化基準を示したものです。

昭和54年にこの制度が開始されて以来、多くの緑が創出され都市環境の向上に貢献してきました。この間、社会・経済状況、区民の生活スタイルは大きく変化し、生活環境における緑に対する考え方や価値観もまた、変化を続けております。同時に、生活や生き方の多様化が進み、緑に求められる機能も細分化されています。

こうした状況を受けて、緑化指導制度についても、量から質への転換を図ると共に、緑に対する多様な価値の創造に応えることができるよう、令和4年7月に改正を行いました。

都市の緑化が都市環境の改善に果たす役割が年々重要なものとなってきている今日、事業者の方々のより一層のご理解とご協力をお願いします。

本書は、公共施設・民間施設の緑化指導に関する条例・施行規則・緑化基準の内容、手続きの手順などをわかりやすく解説したものです。緑化計画策定の際に参考として活用いただければ幸いです。

2023年4月

根拠条例

『東京都板橋区緑化の推進に関する条例』（昭和54年板橋区条例第36号）

『東京都板橋区緑化の推進に関する条例施行規則』（昭和54年板橋区規則第42号）

『東京都板橋区緑化の推進に関する条例第13条の3第2項の規定による緑化に関する基準』（平成7年板橋区告示第319号）

<緑化指導に関する問い合わせ先>

板橋区役所土木部みどりと公園課みどり推進係

板橋区板橋二丁目66番1号 南館5階

電話 3579-2533 Fax 3579-2547

E-mail d-midori@city.itabashi.tokyo.jp

目次

1 緑化計画の届出対象となる行為.....	- 1 -
2 手続の流れ.....	- 2 -
3 提出書類	- 3 -
4 地上部必要緑化面積の計算	- 5 -
5 「地上部緑化面積」として算入可能なもの	- 6 -
6 地上部緑化の基本	- 7 -
7 緑化計画の参考資料～樹種リスト～	- 9 -
8 記載例.....	-11-

1 緑化計画の届出対象となる行為

開発行為
宅地造成行為・特定盛土等行為
建築行為 } のいずれかに該当するもの※

※事業面積 150 m²未満かつ当該土地が都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 9 条で定める用途地域において商業地域若しくは近隣商業地域に属する場合を除く

法令手続※の前に、区に緑化計画の届出が必要

※建築確認申請書の提出など

板橋区内で「対象となる行為」（下表）のいずれかに該当する行為を行う場合は、法令に基づく手続きを行うより前に、その土地および建築物の緑化に関する計画（以後「緑化計画」といいます）を策定し書面により区長へ届け出なければなりません。

また、緑化計画に基づく緑化が完了した場合（以後「緑化完了」といいます）は、すみやかにその旨を書面により区長へ届け出なければなりません。

届出が必要にも係わらず、届出が無い場合や届出の内容と現地が異なる場合には勧告することがあります。

▼対象となる行為

- 1 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条の許可を受けて行う開発行為
- 2 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第 12 条第 1 項の許可を受けて行う宅地造成及び特定盛土等（宅地において行うものに限り、宅地を宅地以外の土地にするために行うものを除く）
- 3 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項若しくは第 6 条の 2 第 1 項の確認を受けて行う建築物の建築または第 18 条第 2 項の通知により行う建築物の建築

▽注意▽

事業行為の内容によっては、板橋区の緑化計画以外にも以下の届出が必要です。詳細は、以下に記載した部署にご確認ください。

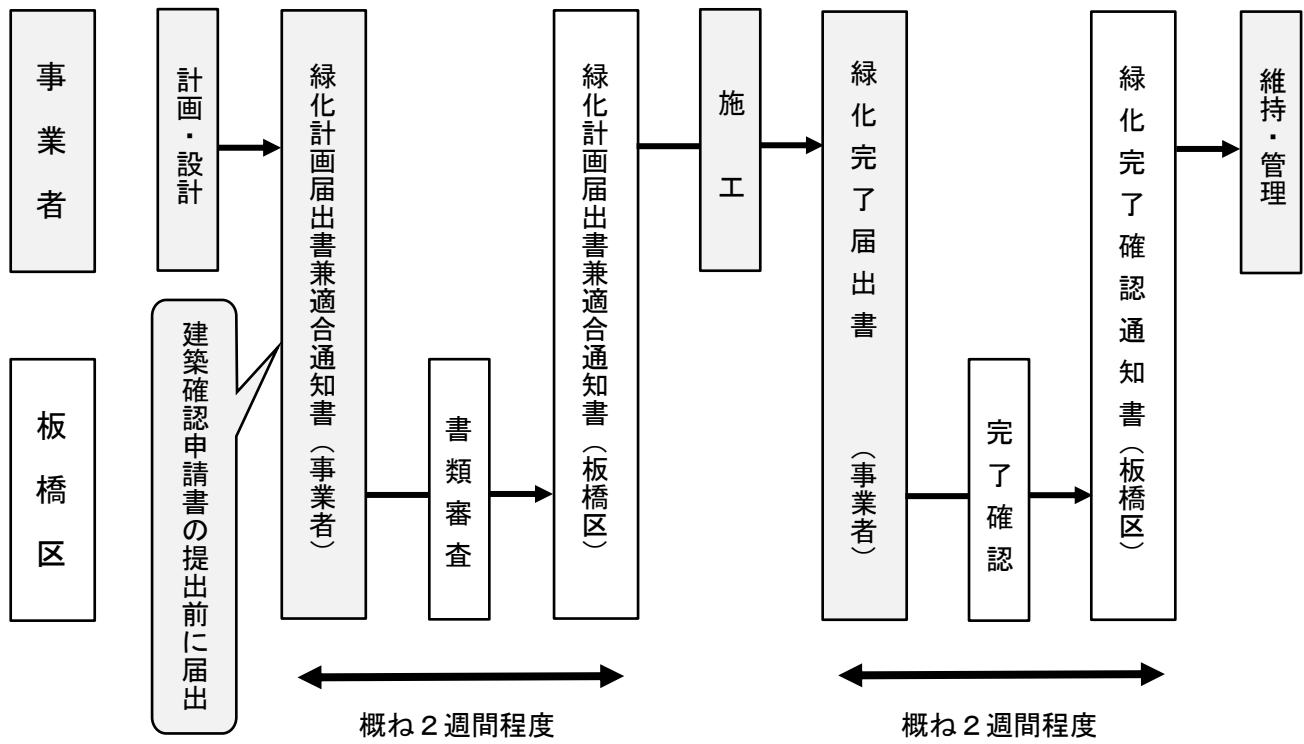
・景観計画

建築物の新築・増築・外観の変更等を行う場合には、景観法および板橋区景観条例に基づく事前協議および届出が必要な場合があります。

詳しくは都市整備部都市計画課都市景観係にお問い合わせください。（電話 03-3579-2549）

2 手続の流れ

各種法令に基づく手続き（建築確認申請書の提出など）を行う前に、緑化計画届出書を提出してください。



用語解説

事業面積 ……………建築行為等を行う土地の面積をいいます。

3 提出書類

緑化計画書の届出

緑化計画書とは
土地や建築物への植栽場所や緑化面積について記したもの
区で定める様式・書式に従って作成し、区長に届け出る
・提出場所は、板橋区役所（南館5階） みどりと公園課
電話 3579-2533
A4サイズでホチキス綴じし、正・副 各1部を提出

▼緑化計画書の様式・書式一覧

緑化計画書	1.緑化計画届出書兼適合通知書	必要事項を記入してください。
	2.事業概要書	緑化基準に従って算出した数値を記入してください。
	3.緑化概要書	
	4.緑被面積計算表	必要な場合のみ記入してください。
	5.案内図	住宅地図等を用いて事業地を太線で囲み、所在地の地番及び住居表示を記入してください。
	6.緑化面積求積図兼植栽計画図	植栽する樹木を表示して、数量表に <u>樹種・形状寸法（樹高・幹回り等）・本数</u> 等を記入してください。 緑被地を緑化面積へ算入する場合は、三斜法等の求積表または計算式を記入してください。CAD 求積も可能とします。いずれも主な寸法・縮尺を明記してください。

緑化完了届出書の提出

緑化完了届出書とは
完了写真や植栽竣工図などについて記したもの
A4サイズでホチキス綴じし、1部を提出

▼緑化完了届出書の様式・書式一覧

緑化完了届出書	1 緑化完了届	
	2 事業概要書	変更があった場合のみ提出
	3 緑化概要書	変更があった場合のみ提出
	4 完了写真	…樹高（標尺をあてる等）・本数が分かるように撮影すること。緑被地（実面積）の場合は、おおよその寸法が分かるようにメジャーをあてて撮影すること。
	5 植栽竣工図	…完了写真の撮影方向を記入

変更書類の提出



以下の変更があった場合に提出する

提出時期や部数は下表のとおり

- ・ 事業者の変更
- ・ 緑化計画の内容の変更
- ・ 適合通知発行後の計画の中止

▼変更書類一式

変 更 書 類 な ど	届出者の変更 ……………届出者変更届
	※相続・合併その他の理由で、事業者の変更をする場合は、 <u>変更が起きた時点で事業者変更届を1部提出</u>
	緑化計画の内容の変更 ……………完了時に、A～Bのうち、変更箇所のある書類を提出 A 事業概要書 B 緑化概要書
	適合通知発行後に計画が中止になった場合 ……………担当窓口相談

完了確認の実施



緑化完了届出書が提出されたのちに、完了写真を用いて施工後の状態を確認します

完了確認で合格すると、区が「緑化完了確認通知書」を発行します

4 地上部必要緑化面積の計算

地上部緑化対象面積の算出

地上部緑化対象面積＝事業面積※¹－控除施設等面積※²

※¹ 事業面積…建築行為等を行う土地の面積をいいます。

※² 控除施設等面積とは

- ・公共施設又は公益施設として公共団体に帰属する施設（ただし公開空地及び提供公園を除く）
- ・大規模建築物等指導要綱に基づく自主管理歩道（自主管理歩道内に緑化をしない場合）

地上部必要緑化面積＝地上部緑化対象面積×地上部緑化率

▼地上部緑化率一覧

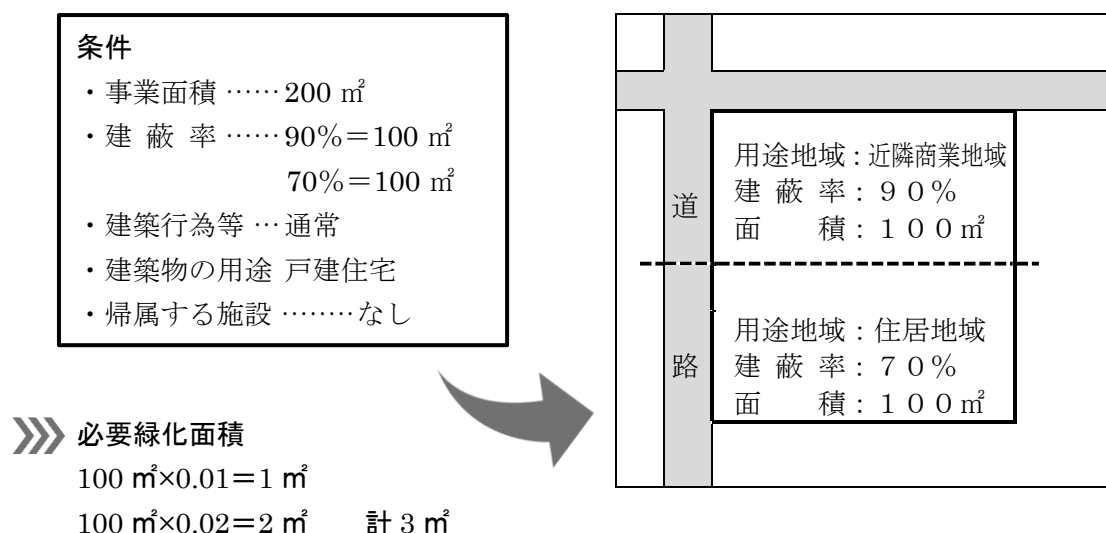
事業面積		150 m ² 未満	150 m ² 以上 250 m ² 未満	250 m ² 以上 350 m ² 未満
建 蔽 率 ※ ³	80%以上	0.01	0.01	0.02
	60%以上 80%未満	0.01	0.02	0.03
	60%未満	0.02	0.03	0.04

※³ 建蔽率(けんぺいりつ)…建築基準法（昭和25年法律第201号）第53条の規定により定められた値をいいます。緩和措置（角地緩和、防火地域の耐火建築物等）を受けている場合は緩和後の率とします。

複数の建蔽率が含まれる土地の場合

複数の建蔽率によって構成される土地の場合は、異なる建蔽率ごとの土地の必要緑化面積を求めて、それらを合計します。

▼例：建蔽率90%と70%によって構成される土地



5 「地上部緑化面積」として算入可能なもの

地上部緑化面積

⇒①と②のどちらかを選択してください

①緑被地の実面積

②樹木の植栽本数×植栽樹木の緑被面積

用語解説

用語		定義・条件
緑被地		樹木又は樹木と地被類で構成された植込地
緑被面積		樹高に応じて、その樹木の枝振りの大きさに換算した面積
樹木	高木	植栽時の樹高が 3.0m より大きい
	小高木	植栽時の樹高が 2.5m 以上 3.0m 以下 かつ、成木時 3.0m 以上
	中木	植栽時の樹高が 1.0m 以上 2.5m 未満
	低木	植栽時の樹高が 0.3m 以上 1.0m 未満

緑化面積の算入方法

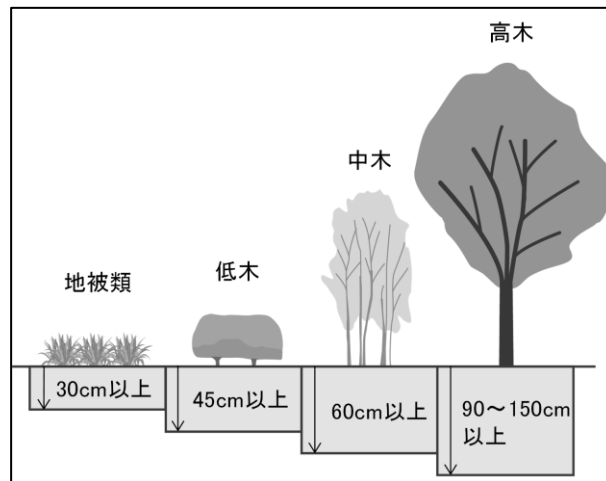
構成要素		算入方法	条件	計算式
①緑被地の実面積による方法				
緑 被 地	樹木	実面積	樹木が適切な密度で植栽されている/ 樹木と地被類が一体的に植栽されてい る（低木 1 株以上） ※地被類のみは認められません	三斜法や CAD 求積により 実面積を算出
	地被類			
②樹木の植栽本数×植栽樹木の緑被面積による方法				
高 木	保存樹木※ 良好な 既存樹木	緑被面積	①、②のどちらかに該当 ①保存樹木※に指定済み ②以下の条件を両方満たす既存樹木 ・保存樹木の指定要件を満たす （幹周 120 cm 以上等） ・樹勢が良好	樹高を樹冠径とした円の面積 ＝（樹高÷2） ² ×3.14（㎡/本） （小数第三位切り捨て）
	新植 既存樹木		植栽時 樹高 3.0m より大きい	樹高×0.7 を樹冠径とした円の面積 ＝{(樹高×0.7)÷2} ² ×3.14(㎡/本)
小高木 (既存樹木含む)			植栽時樹高 2.5m 以上 3.0m 以下 成木時 3.0m 以上	3.0（㎡/本）
中木 (既存樹木含む)			植栽時樹高 1.0m 以上 2.5m 未満	1.0（㎡/本）
低木 (既存樹木含む)			植栽時樹高 0.3m 以上 1.0m 未満	0.4（㎡/株）

※東京都板橋区緑化の推進に関する条例第 7 条で指定されているもの

6 地上部緑化の基本

- ・ 接道部や隣地境界付近に樹木を植栽する際は、樹木の成長による枝張りや根の広がり を考慮した位置に植栽しましょう。
- ・ 植込地の土壌が過湿、ガラ、やせ地等により植物の生育に不適切な場合は、客土や土壌改良を行いましょう。
- ・ 公共性の高い場所では、樹名板を設置する等、環境教育にも配慮しましょう。

▼植栽に必要な土壌の厚さ



※土層が薄くても、樹木等の生育が可能な人工改良土壌等を用いる場合は上記によらない
※木本性ツル植物については、使い方に応じて適切な土層の厚さを確保する

▼植物の生育に適する土壌条件

- 砂や粘土などが適当に混り有機質に富む
- 空隙が多く通気性がよい
- 柔らかく団粒構造である
- 養分と水分を適当に含む
- 水はけがよく保水力もある
- 酸性度（pH）が中性に近く有害成分を含んでいない

植栽時の配慮事項

①樹木の配置

- ・公園や緑道に隣接している場合は、公園や緑道の緑との調和や連続性を意識した緑化を行いましょう。
- ・道路から見える場所に、ごみ置き場、自転車・バイク置き場、自動車駐車場、キュービクル（設備機器）等がある場合は、目隠しとなる緑化（生垣等）を行いましょう。
- ・隣地境界付近の植栽は、越境枝等によりトラブルの原因にならないように注意しましょう。
- ・これらのほか、都市計画課都市景観係の「みどりのヒント集」も参考に、景観形成に配慮した緑化を計画しましょう。

②樹種

- ・多様な樹種を取り入れ、花や葉の色の濃淡、紅葉・黄葉などにより季節感や自然の美しさを感じられる緑化に努めてください。
- ・高さの異なる樹木や、曲線的なフォルムの樹木と樹形の整った樹木を組み合わせることで、変化やメリハリのある緑化に努めてください。
- ・やむを得ず年間をとおして日当たりが良好ではない場所に樹木を植える場合は、耐陰性の高い植物（カクレミノ、アオキ、ヤツデ、カンチク、シャガなど）を完成形に近い樹形で植栽しましょう。
- ・植込地の環境（日当たり等）や植物の持つ機能（防火機能等）、生長後の大きさ（高さと枝張り）、維持管理を想定した樹種を選定しましょう。
- ・道路沿いの植栽は、見通しの確保や、車・歩行者の通行に支障をきたさないような樹種を選定しましょう。
- ・ツバキ、サザンカ、チャノキなどのツバキ科の植物を植栽する場合は、チャドクガ（虫の体毛や抜け殻等によって肌がかぶれる）が発生する可能性があるため配慮しましょう。

7 緑化計画の参考資料～樹種リスト～

①葉の色に特徴のある樹木

葉の色		樹種名
新葉の色彩	白	トチノキ
	淡紅～紅	アカシデ、アセビ、カナメモチ、クスノキ、サルスベリ、ナンテン
	淡黄～橙	カツラ、ヤマザクラ
	淡緑	アラカシ、カエデ類、ツバキ
	黄緑	ドウダンツツジ、ケヤキ
	黄	モクセイ、モチノキ
紅葉		カエデ・モミジ類、クサツゲ、サツキ、テイカカズラ、ドウダンツツジ、ナナカマド、ナンテン、ニシキギ、ハウチワカエデ、ハナミズキ、ヒイラギナンテン、メギ、ヤマボウシ、ヤマモミジ、レンゲツツジ
黄葉		イチョウ、カツラ、トチノキ、ホオノキ
斑入り		アオキ、アジサイ、イブキ、ジンチョウゲ、ハナミズキ、ヒイラギ、ヘデラ、マサキ、ヤツデ

②花の色に特徴がある樹種

花の色	樹種名
黄色	エニシダ、サンシュユ、ヒュウガミズキ、ビヨウヤナギ、マンサク、レンギョウ、ヤマブキ
赤色	カイドウ、サルスベリ、ツツジ、ヤブツバキ
白色	ハナミズキ、ウメ、ウツギ、クチナシ、コデマリ、コブシ、シャリンバイ、ジンチョウゲ、ハクウンボク、ハクモクレン、ユキヤナギ、リュウキュウツツジ
青紫色	アジサイ、シモクレン、ムクゲ、ライラック
橙色	キンモクセイ、ヤマツツジ、レンゲツツジ

③実の色を楽しめる樹種

実の色	樹種名
赤色	アオキ、ウメモドキ、サンゴジュ、シロダモ、セイヨウヒイラギ、センリョウ、ソヨゴ、ナナカマド、ナンテン、トベラ、ハナミズキ、ピラカンサ、マサキ、マンリョウ、モッコク、ヤブコウジ、ヤマボウシ
黄色	イチョウ、クチナシ、センリョウ
白色	センリョウ
青紫色	アケビ類、コムラサキシキブ

④花に芳香のある樹木

ウメ、エゴノキ、エンジュ、カラタネオガタマ、キンモクセイ、クチナシ、コブシ、サトザクラ（ニオイザクラ類）、シモクレン、ジンチョウゲ、テイカカズラ、ナンテン、ハクモクレン、ヒサカキ、ヒイラギ、ホオノキ、ミヤマシキミ、モクセイ、モッコク、ライラック
--

日陰に耐える樹種

強度	樹木分類	樹種名
強耐陰性	高木・中木	カクレミノ、ソヨゴ、ヒイラギ
	低木	アオキ、イヌツゲ、ヒイラギナンテン、ヒサカキ、ホソバヒイラギナンテン、マンリョウ、ヤツデ
耐陰性	高木・中木	イチイ、イヌマキ、クロガネモチ、サカキ、サンゴジュ、タブノキ、ツバキ、ヒメユズリハ、モチノキ、モッコク、ユズリハ
	低木	アジサイ、アセビ、アベリア、ガクアジサイ、カルミア、カンツバキ、クチナシ、シャリンバイ、ジンチョウゲ、センリョウ、トベラ、ハマヒサカキ、マサキ、ミヤマシキミ、ヤツデ、ヤマツツジ
半耐陰性	高木・中木	アラカシ、ウバメガシ、エゴノキ、サワラ
	低木	キンシバイ、ナンテン、ニシキギ、ネズミモチ、ハクチョウゲ、ヒイラギ、モクセイ、ムクゲ

⑥樹木の防火ランク

強度	常緑広葉樹	落葉広葉樹	針葉樹
強	イヌツゲ、キツタ、クチナシ、ゴムノキ、サザンカ、サンゴジュ、ジンチョウゲ、タラヨウ、ツバキ、トベラ、ヒイラギ、モチノキ、ヤツデ	イチョウ、エンジュ、オニグルミ、シンジュ、スズカケノキ、トウカエデ、ユリノキ	アカマツ、イチイ、イヌマキ、カラマツ、コウヤマキ、スギ、ヒノキ
中	アオキ、アラカシ、ウバメガシ、カナメモチ、キンモクセイ、クスノキ、サカキ、シキミ、シャリンバイ、シラカシ、スダジイ、タイサンボク、ネズミモチ、ヒサカキ、ビワ、マサキ、マテバシイ、モッコク、ヤマモモ、ユズリハ	アオギリ、イイギリ、イチジク、イヌエンジュ、ウメ、クヌギ、クリ、クワ、ケヤキ、コナラ、シナノキ、トチノキ、ナツズタ、ナナカマド、ニセアカシア、ハクウンボク、ハクモクレン、フウ、ホオノキ、ミズキ、シダレヤナギ	イメガヤ、カヤ、クロマツ、コウヨウザン、サワラ、タギョウショウ、トウヒ、ヒマラヤスギ、ヒムロスギ、モミ
弱		イタヤカエデ、エノキ、カツラ、サルスベリ、フジ、ムクノキ	エゾマツ、カイズカイブキ、トドマツ、ネズミサシ、ヒヨクヒバ

出典：一般社団法人日本公園緑地協会「改訂 27 版造園施工管理 技術編」（原典；建設省都市局公園緑地課／震災に対応した緑とオープンスペース整備計画・設計マニュアル策定調査

8 記載例

第5号様式の2(第7条の2関係)

年 月 日

(宛先) 東京都板橋区長

届出者 住所(所在地)

板橋区板橋2-66-1

氏名(法人・代表者名)

板橋 太郎

緑化計画届出書兼適合通知書

東京都板橋区緑化の推進に関する条例(昭和54年条例第36号)第13条の3第1項の規定に基づき、同項 3 号に規定する開発行為等を行う土地の緑化(保存に関する事項を含む。)に関する計画を策定したので、下記のとおり届け出ます。

記

1 開発行為等を行う土地の所在地

(1) 地番 板橋区 板橋〇-〇〇〇〇-〇

(2) 住居表示 板橋区 板橋〇-〇(以下未定)

2 開発行為等を行った土地の面積 91.00 m²

3 緑化計画に関する事項を明らかにする図面等(別添のとおり)

4 緑化完了年月日 令和7年 7月

年 月 日

届出者 様

年 月 日付で届出のあった上記の開発行為等に係る緑化(保存に関する事項を含む。)に関する計画は、東京都板橋区緑化の推進に関する条例(昭和54年板橋区条例第36号)第13の3第2項の規定に基づき定められた「緑化に関する基準」に適合すると認められたので、お知らせします。

(規格JIS A4)

事業概要書

事業地	地 番	板橋区 板橋〇-〇〇〇〇-〇					
	住居表示	板橋区 板橋〇-〇(以下未定)					
	土地利用 現 況	更地			事業面積	91.00 m ²	
	構 成	用途地域		建蔽率			区域面積
第一種住居		地域	70	% (うち割増 10 %)		91.00 m ²	
		地域	% (うち割増 %)			m ²	
建築行為	建築物の 主要用途	戸建住宅		建築面積	〇〇 m ²	緑 化 完成予定	令和7 年 7 月
			延床面積	〇〇 m ²			
	適用法令	1	都市計画法第29条		2	宅地造成及び特定盛土等規制法 第12条第1項	
		3	建築基準法第6条第1項 (建築確認)		3	建築基準法第18条第2項 (建築通知)	
板橋区大規模建築物等指導要綱 適用事業 (1) / (2) / (3) / 該当せず							
施行者		氏名(法人・代表者名)	担当者	住所(所在地)		電話番号	
	事業者	板橋太郎		〒 173-0004 板橋区板橋2-66-1		03-0000-0000	
	設計者	板橋建設 一級建築士事務所 代表 〇〇 〇〇	赤塚	〒 173-0023 板橋区大山〇〇		03-0000-0000	
	施工者	板橋建設株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇	徳丸	〒 173-0003 板橋区加賀〇-〇-〇		03-0000-0000	

- 1 空欄に必要事項を記入してください。
- 2 適用法令は、該当する番号に○印をつけてください。

緑化概要書 例① 緑被地の実面積の場合(P.6)

地上部 緑化対象 面積	事業面積 91.00 m² － 控除施設面積 = 地上部緑化対象面積 91.00 m²	控除する施設の名称												
必要 緑化 面積	地上部緑化対象面積 91.00 m² × 緑化率 0.01 × (区域面積 91.00 m² ÷ 地上部緑化対象面積 91.00 m²) =	必要緑化面積 0.91 m²												
計画 緑化 面積	植栽本数 <table border="1" data-bbox="391 1164 595 1460"> <tr> <td>高 木</td> <td>本</td> </tr> <tr> <td>小高木</td> <td>本</td> </tr> <tr> <td>中 木</td> <td>本</td> </tr> <tr> <td>低 木</td> <td>株</td> </tr> </table> 緑被面積 <table border="1" data-bbox="614 1164 818 1460"> <tr> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>m²</td> </tr> </table> 計画緑化面積 どちらかを選択してください 緑被地面積 1.26 m² = 計画緑化面積 1.26 m²	高 木	本	小高木	本	中 木	本	低 木	株	m ²	m ²	m ²	m ²	計画緑化面積 1.26 m²
高 木	本													
小高木	本													
中 木	本													
低 木	株													
m ²														
m ²														
m ²														
m ²														

緑化概要書 例② 樹木の植栽本数×植栽樹木の緑被面積の場合(P.6)

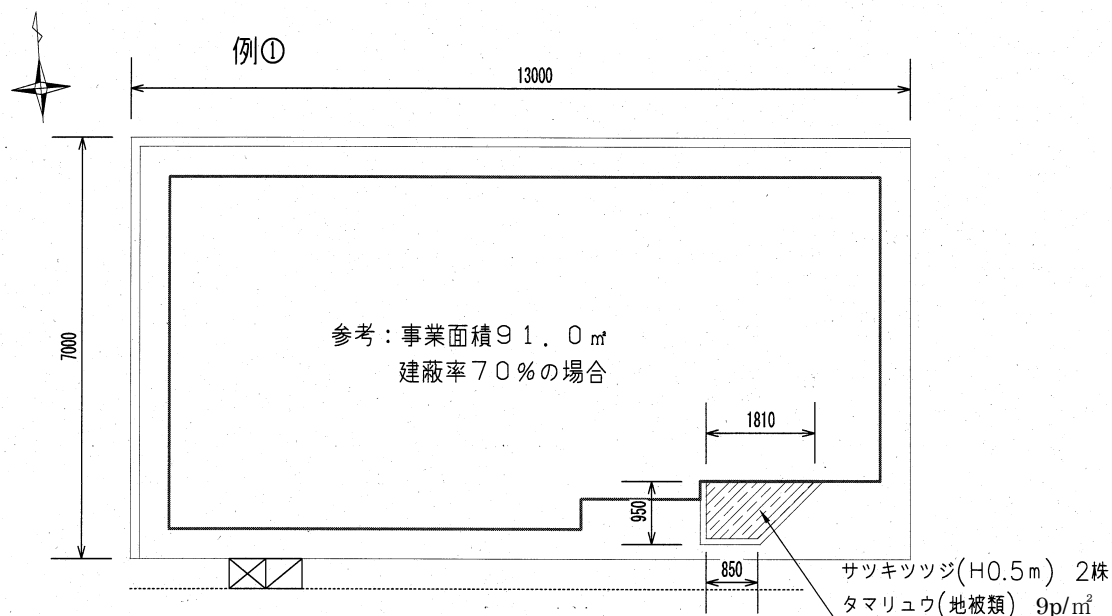
地上部 緑化対象 面積	事業面積 91.00 m² － 控除施設面積 = 地上部緑化対象面積 91.00 m²	控除する施設の名称												
必要 緑化 面積	地上部緑化対象面積 91.00 m² × 緑化率 0.01 × (区域面積 91.00 m² ÷ 地上部緑化対象面積 91.00 m²) =	必要緑化面積 0.91 m²												
	地上部緑化対象面積 91.00 m² × 緑化率 × (区域面積 ÷ 地上部緑化対象面積 91.00 m²) =													
計画 緑化 面積	植栽本数 <table border="1" data-bbox="391 1164 598 1456"> <tr><td>高木</td><td>本</td></tr> <tr><td>小高木</td><td>1 本</td></tr> <tr><td>中木</td><td>本</td></tr> <tr><td>低木</td><td>株</td></tr> </table> 緑被面積 <table border="1" data-bbox="614 1164 821 1456"> <tr><td>m²</td></tr> <tr><td>3.00 m²</td></tr> <tr><td>m²</td></tr> <tr><td>m²</td></tr> </table> 計画緑化面積 3.00 m²	高木	本	小高木	1 本	中木	本	低木	株	m ²	3.00 m ²	m ²	m ²	計画緑化面積 3.00 m²
高木	本													
小高木	1 本													
中木	本													
低木	株													
m ²														
3.00 m ²														
m ²														
m ²														
どちらかを選択してください 緑被地面積 = 計画緑化面積														

例①の場合は添付無し
例②の場合のみ添付

緑被面積計算表 例②の場合

分 類	樹 高	1本当たりの緑被面積	植栽樹木 の 本 数	緑被面積
低 木	0.3m以上1m未満	0.4㎡	株	㎡
	低木の緑被面積の合計			㎡
中 木	1m以上2.5m未満	1㎡	本	㎡
	中木の緑被面積の合計			㎡
小高木	2.5m以上3.0m以下	3㎡	1 本	3.00㎡
	小高木の緑被面積の合計			3.00㎡
高 木	m以上	㎡	本	㎡
	m以上	㎡	本	㎡
	m以上	㎡	本	㎡
	m以上	㎡	本	㎡
	m以上	㎡	本	㎡
	m以上	㎡	本	㎡
	m以上	㎡	本	㎡
	m以上	㎡	本	㎡
	m以上	㎡	本	㎡
	m以上	㎡	本	㎡
	m以上	㎡	本	㎡
	m以上	㎡	本	㎡
	m以上	㎡	本	㎡
	m以上	㎡	本	㎡
	高木の緑被面積の合計			本㎡
植栽する樹木の緑被面積の合計			3.00㎡	

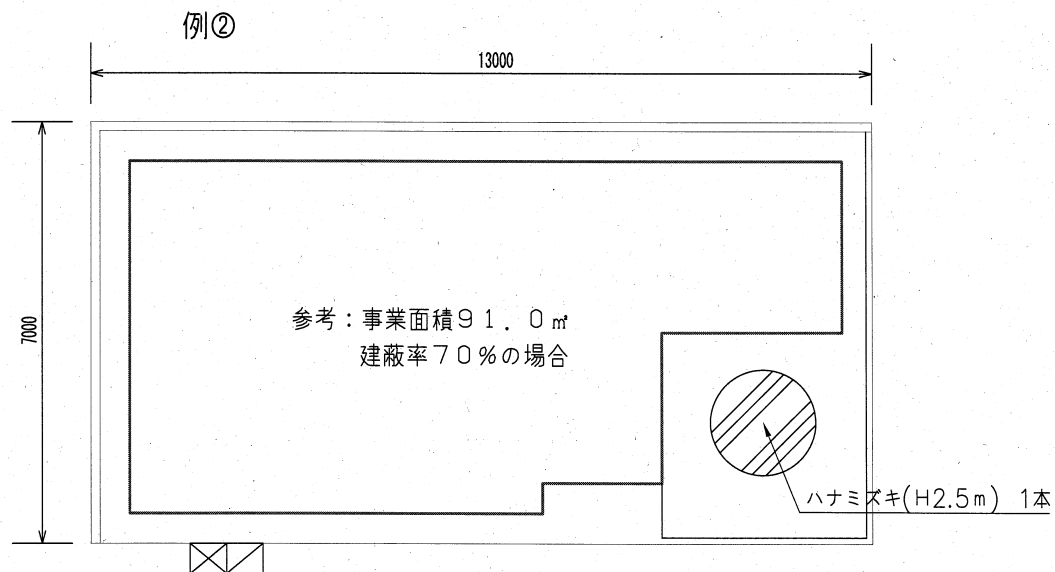
緑化面積求積図兼植栽平面図



必要緑化面積 $91.0 \times 0.01 = 0.91 \text{ ㎡}$

緑被地面積=1.26㎡(CAD求積)

計画緑化面積=1.26㎡



必要緑化面積 $91.0 \times 0.01 = 0.91 \text{ ㎡}$

小高木1本 緑被面積3.0㎡

計画緑化面積=3.0㎡

縮 尺	S = 1/●●●
板橋区〇〇〇〇番〇〇号	
緑化面積求積図兼植栽平面図	

年 月 日

(宛先) 東京都板橋区長

届出者 住所(所在地)

板橋区板橋2-66-1

氏名(法人・代表者名)

板橋 太郎

緑 化 完 了 届 出 書

○年 ○月 ○日付、 ○板土み指第○号の で適合を通知
された東京都板橋区緑化の推進に関する条例(昭和54年板橋区条例第36号)
第13条の3第1項の規定による緑化に関する計画に基づき、下記の開発行為
等に係る緑化(保存に関する事項も含む。)が完了したので、完了写真を添え
て届け出ます。

記

1 開発行為等を行った土地の所在地

(1) 地番 板橋区 板橋○-○○○○○-○

(2) 住居表示 板橋区 板橋○-○-○

2 開発行為等を行った土地の面積 91.00 m²

年 月 日

(宛先)東京都板橋区長

届出者 住所(所在地)

板橋区板橋2-66-1

氏名(法人・代表者名)

板橋 一郎

届 出 者 変 更 届

○年 ○月 ○日付、 ○板土み指第○号の で適合を通知
された東京都板橋区緑化の推進に関する条例(昭和54年板橋区条例第36号)
第13条の3第1項の規定による緑化に関する計画について、下記の届出者が
変更となりましたので届け出ます。

記

1 変更前の届出者

住所(所在地) 板橋区板橋2-66-1

氏名(法人・代表者名)

板橋 太郎

2 変更の理由

相続が発生したため

3 変更年月日

○ 年 ○ 月 ○ 日